

別紙1 レンタル約款

第1条 (本物件の引渡し)

1. 当社はおお客様に対し、本物件をおお客様の指定する日本国内の場所において本サービス開始日までに引渡します。
2. お客様が本物件の引渡しを受けた後2日以内に、本物件の性能の欠陥につき当社に対して通知をしなかった場合、本物件は正常な性能を備えた状態でおお客様に引渡されたものとみなします。

第2条 (担保責任等)

1. 当社はおお客様に対して、引渡し時において本物件が正常な性能を備えていることのみを担保し、本物件の品質若しくは瑕疵の不存在、お客様の使用目的への適合性について責任を負わないものとします。ただし、お客様が消費者である場合、引き渡された目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないときに不適合の程度に応じた代金の減額をする責任については除きます。
2. 当社は、予見可能性の有無にかかわらず、お客様又は第三者の間接損害、特別損害、偶発的損害、派生的損害、結果的損害及び逸失利益については、一切責任を負いません。
3. 当社は、本物件によってアクセスが可能な情報、ソフトウェア等について、その完全性、正確性、有用性、適法性を管理及び保証せず、いかなる責任も負いません。これらの情報等については、お客様の自己責任において利用するものとします。
4. 当社は、お客様が本物件を利用することにより他者との間で生じたトラブル（お客様のアカウントが不正利用されたことを原因とするトラブルを含みますがこれに限られないものとします。）等に関して、一切責任を負いません。
5. お客様は、本物件の利用により又はその利用に関連して引き起こされたいかなる第三者からの請求又は申立てによる損失から当社を保護し、当社に損害を及ぼさないようにすることに同意するものとします。

第3条 (本物件修理又は取り替え)

1. 本サービス期間中、お客様の責によらない事由に基づいて生じた性能の欠陥により本物件が正常に作動しない場合、当社は本物件を修理又は取り替えるものとします。
2. 前項の本物件の修理又は取り替えに過大の費用又は時間を要する場合、当社は、利用契約の全部又は一部を解除することができるものとします。

第4条 (本物件の使用・保管)

1. お客様は本物件を善良な管理者の注意をもって使用、保管し、この使用、保管に要する消耗品、費用を負担するものとします。またお客様は本物件をその利用契約又は本物件の目的物の性質によって定まった用法に従い、本物件を使用しなければならないものとします。
2. お客様は当社の事前の書面による承諾を得ないで本物件の譲渡、転貸、改造をしてはならないものとします。また、お客様は本物件を分解、修理、調整、貼付された当社の権利を明示する標識等を除去、汚損してはならないものとします。
3. お客様は本物件について質権、抵当権及び譲渡担保権その他一切の権利を設定してはならないものとします。
4. お客様は、本物件が他からの強制執行その他の法律的存在あるいは事実的な侵害を被らないようにこれを保全するとともに、仮に、そのような事態が発生したときは直ちにこれを当社に通知し、かつ速やかにその事態の解消をはかるものとします。この場合、当社が本物件保全のために必要な措置をとった場合、お客様は、その一切の費用を負担するものとします。

第5条 (本物件の使用管理義務違反)

お客様が本物件を滅失（修理不能、所有権の侵害を含みます。）又は毀損（所有権の制限を含みます。）した場合、お客様は当社に対し、代替物件購入相当額（本物件の現在価値評価額）又は本物件の修理代相当額を支払い、損害があるときはこれを賠償するものとします。ただし、当社のみが責がある場合は、この限りではないものとします。

第6条 (ソフトウェアの複製等禁止)

お客様は本物件の全部又は一部を構成するソフトウェアに関し、次の行為を行うことはできないものとします。

- (1) 有償、無償を問わずソフトウェアを第三者へ譲渡し、又は、その再使用権設定を行うこと
- (2) ソフトウェアを複製すること
- (3) ソフトウェアを変更又は改作すること
- (4) ソフトウェアを本物件以外のものに利用すること
- (5) ソフトウェアに関し当社が有する権利を侵害すること

第7条 (保険)

1. 当社は、本物件（ただし、ソフトウェアを除く。以下本条において同じ。）に動産総合保険を付します。
2. 本物件に保険事故が発生した場合、お客様は当社に対し、直ちにその旨を通知するとともに、当社の保険金受領手続きに必要な一切の書類を遅滞なく交付するものとします。
3. お客様が前項の義務を履行し当社が保険金を受領した場合、当社はお客様に対し、受取

保険金の限度で、損害賠償義務を免除します。ただし、お客様が前項の通知義務及び交付義務を怠り、又は本物件の滅失毀損について故意若しくは重過失がある場合はこの限りではないものとします。

第8条 (本物件の返還及びデータ消去)

1. お客様は当社に対し、本サービス満了日までに本物件を返還するものとします。
2. 前項にかかわらず、利用契約が本サービス期間満了前に終了した場合（事由の如何を問いません。）、お客様は当社に対し、利用契約の終了日までに本物件を当社に返還しなければならないものとします。ただし、当社が別途の返還期日を定めた場合にはこの限りではありません。
3. 本物件にデータ（電子的情報）が記録されている場合、お客様は自らの責任により、当該データを削除もしくは初期化するなど、データが容易に復元できない処置を施し、当社に返還しなければならないものとします。残存したデータの漏洩等に起因して、お客様又は第三者に損害が生じた場合でも、当社は一切の責任を負わないものとします。
4. 本物件の返還後速やかに、データ処理（データ消去又は記憶媒体の破壊を指します。）を行い、その作業証明書をお客様に発行します。
5. 本物件に対してお客様がパスワード等を設定している場合、お客様は自らの責任と費用負担によりそのパスワード等を解除して当社に返還するものとします。
6. お客様の責に帰すべき事由により、本物件を滅失又は紛失し、返還期限までに当社に返還できないとき、あるいは毀損又は汚損して本物件を返還したとき、又は前項に違反してパスワード等を解除しないまま本物件を返還することにより本物件の使用が不可能になったときは、お客様は当社に対して、本物件についての損害賠償として第5条（本サービス物件の使用保管管理義務違反）による額を支払うものとします。
7. お客様が当社に対して本物件の返還をなすべき場合、その返還を遅延したときは、お客様はその期限の翌日から返還の完了日まで、期限日が属する月に適用される本サービス料金（月額）相当額の損害金を当社に支払うものとします。この場合、損害金の計算については1か月単位で計算し、1か月に満たない期間であっても1か月分を支払うものとします。
8. 本物件の返還の際の搬出・輸送の過程で生じた事故・損傷・損害等については、当社は一切の責任を負わないものとします。

以上